

協議項目第5号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

財産の取扱いについて
4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成15年7月22日確認

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目	
調整方針	4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区分	現 況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	4ヶ町村の公有財産については、すべて新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 1
	(2) 動産 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	同上	附属資料 P 1
	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株)	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株) (株)いきなスポレク  公営住宅敷金	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株)  日本電信電話公社 (株)いわぎ物産センター	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター	同上	附属資料 P 1
	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金  愛媛県農業開発公社 愛媛県社会福祉事業団出資金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金  (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)砂防フロンティア整備 推進機構出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金  今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金  同上越智支部出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金  今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金 愛媛県農業共済組合連合会 出資金  同上越智支部出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)砂防フロンティア整備 推進機構出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金  愛媛県社会福祉事業団出資金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金  (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	同上	附属資料 P 1

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目	
調整方針			

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金  (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金  (財)愛媛県まちづくり総合 センター出捐金 (財)愛媛の森林基金出捐金  因島であいの家出捐金 今治地域地場産業振興 センター出捐金 愛媛県中小企業情報センター 出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 愛媛県信用保証協会出捐金 (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金  (財)愛媛県まちづくり総合 センター出捐金 (財)愛媛の森林基金出捐金  因島であいの家出捐金 今治地域地場産業振興 センター出捐金 愛媛県中小企業情報センター 出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 愛媛県信用保証協会出捐金 (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金 (財)愛媛県スポーツ振興 事業団出捐金 (財)愛媛県市町村職員 福祉協会出捐金 (財)愛媛県まちづくり総合 センター出捐金 (財)愛媛の森林基金出捐金 (財)愛媛腎臓バンク出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金  (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金		附属資料 P 1 ~ P 2
	2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	4ヶ町村の物品については、 すべて新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 2
	3. 債権 なし	3. 債権 なし	3. 債権 なし	3. 債権 なし		附属資料 P 2
	4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金 用品調達基金 ふるさと整備基金 減債基金 ふるさと・水と土保全基金  国民健康保険財政調整基金 公共下水道整備基金 介護保険円滑化導入基金 介護給付費準備基金	4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金 物品購入基金 ふるさと創生基金 減債基金 中山間ふるさと・水と土保全 基金 国民健康保険財政調整基金  介護保険円滑導入基金  公営渡船フェリー建造費積立 基金  地域福祉基金 介護保険運営基金	4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金  減債基金 ふるさと水と土基金  国民健康保険財政調整基金 西部下水道基金 介護保険円滑導入基金 介護給付費準備基金  地域福祉基金  地域振興基金 奨学基金	4. 基金 財政調整積立金 土地開発基金 国民年金印紙取扱基金  ふるさと創生基金 減債基金積立金 中山間ふるさと水と土保全 対策事業基金 国民健康保険財政調整基金  介護保険円滑導入基金  地域福祉基金  土木建設事業基金積立金 人材育成基金 地域振興基金	4ヶ町村の基金については、 原則新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 2

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目	
調整方針			

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
			保健福祉職員修学基金 公営住宅建設基金 八朔レモン経営維持安定資金 預託金			附属資料 P 2 ~ P 3
債務	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 厚生福祉施設整備事業債 過疎対策事業債 地域改善対策特定事業債 臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債 災害復旧事業債 公共事業臨時特例債  減税補てん債 臨時税収補てん債 その他  〔特別会計〕 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債  過疎対策事業債  臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債  公共事業臨時特例債 財源対策債 減税補てん債 臨時税収補てん債 その他  〔特別会計〕 公共下水道事業特別会計  公営渡船特別会計 ふ頭用地特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 厚生福祉施設整備事業債 過疎対策事業債 地域改善対策特定事業債 臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債 災害復旧事業債 公共事業臨時特例債 財源対策債 減税補てん債 臨時税収補てん債 その他  〔特別会計〕 下水道事業特別会計  公共事業特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債  過疎対策債  臨時財政特例債  調整債 義務教育施設整備事業債  公共事業臨時特例債 財源対策債  〔特別会計〕 下水道事業特別会計  簡易水道事業特別会計 船舶事業特別会計	4ヶ町村の地方債の残高については、原則新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 3

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更）</p> <p>第七條 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>（債務負担行為）</p> <p>第二百四十四條 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。</p> <p>（地方債）</p> <p>第二百三十條 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。</p> <p>2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。</p> <p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第二百三十七條 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第二百三十八條の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八條の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。</p> <p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八條 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 不動産</p> <p>二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機</p> <p>三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利</p> <p>七 出資による権利</p> <p>八 不動産の信託の受益権</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;</p> <p>【兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町】</p> <p>4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>畑財産区有財産は、畑財産有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt;</p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>1 財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱いを除く）</p> <p>(1) 公有財産（山林を除く）については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低20%を確保する。</p> <p>また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等）については、合併時の現額を持ち寄る。</p> <p>(4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2 山林の取扱いについて</p> <p>(1) 岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。</p> <p>なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。</p> <p>また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;</p> <p>〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>5町村の所有する財産及び債務は、すべて新しいまちに引き継ぐものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 &lt;H16.3.31までに合併予定&gt;</p> <p>〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>両町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt;</p> <p>〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>4市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	先進事例
<p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券</p> <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p> <p>（物品）</p> <p>第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）</p> <p>二 公有財産に属するもの</p> <p>三 基金に属するもの</p> <p>2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。</p> <p>3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>（債権）</p> <p>第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>二 過料に係る債権</p> <p>三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>四 預金に係る債権</p> <p>五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権</p> <p>六 寄附金に係る債権</p> <p>七 基金に属する債権</p>	<p>かみうけな合併協議会 &lt;H16.8.1合併予定&gt; 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕 平成16年7月31日における4町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 &lt;内子町；H16.10.1までに合併予定&gt; 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 2町の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>八幡浜市・保内町合併協議会 &lt;H16.12.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕 八幡浜市及び保内町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 &lt;今治市；H17.1.16合併予定&gt; 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 12市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	留意事項
<p>(基金)</p> <p>第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。</p> <p>8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>(財産区の意義及びその財産又は公の施設)</p> <p>第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。</p> <p>2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。</p> <p>3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。</p>	<p>正の財産</p> <p>合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新たな市町村に引き継ぐのが通例ですが、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市町村に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく財産区を設置することも可能です。</p> <p>負の財産</p> <p>市町村財政の逼迫化とともに、合併に際して負債等の処理が問題となる可能性があります。この場合、市町村自身の負債だけでなく、広域連合、一部事務組合、公営企業、公営競技、三公社、第三セクター、外郭団体等の負債も合せて莫大なものになるおそれもないわけではありません。また、合併に伴い広域連合や一部事務組合が解散（消滅）する場合には、これらの負債を新市町村自身の負債として計上する必要があります。</p> <p>合併に当たっては、合併関係市町村の財政状況をそれぞれが把握すべきことは当然であり、できるだけ早期の段階でこれを全面的に開陳し、当該状況を踏まえた合併論議を行うべきです。また、合併前の負債の処理は、例えば合併後の新市町村の負担を軽くするために行うものであったにせよ、一方では新市町村における基金積立額の減少等、合併後の市町村の財政状況に影響を与える場合がありますから、他の合併関係市町村に周知の上行う必要があります。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>